

## 「富岡市障害福祉プラン（案）」パブリックコメントの結果

「富岡市障害福祉プラン（案）」について、市民の皆さん等から意見を募集した結果は次のとおりです。

意見等の募集期間 令和2年12月1日（火）から令和3年1月4日（月）

意見等の受付件数 3人8件

番号	提出いただいたご意見等の概要	市の考え方	案修正の有無
1	<p>地域活動支援センターⅡ型の施設整備等をどのように考えているのか、持続していくのか。</p>	<p>本プラン（案）では、第4章「施策の展開」におきまして、「生活支援サービスの充実」に関する施策・事業として、「地域活動支援センター事業」の取組を明記（P52）するとともに、第5章「障害福祉サービスの量の見込みと確保方策」では、「地域生活支援事業に関する見込み・確保方策」として、「地域活動支援センター事業」の取組を明記（P87-88）しております。</p> <p>また、地域活動支援センター事業を実施することで、創作的活動や生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を図ることを通じて、障害者の方の地域生活を支援してまいります。</p> <p>更に、自宅で過ごすことが多い障害者の方が外に出て人と交流し、仲間とともに創作活動や機能訓練のほかさまざまな活動を行うことを通じて、自分らしく日中を過ごせる場を確保できるよう取り組んでまいります。</p>	無
2	<p>地域活動支援センターⅡ型の施設整備計画を明記することはできないのか。</p>	<p>本プランは、今後3年間における本市の障害者施策の基本的な方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービス等の提供体制等の確保等に関する計画であり、「地域活動支援センター事業」の取組につきましては明記（P87-88）しております。</p> <p>整備後の長期的な運営計画や莫大な予算確保が必要となる施設整備に関する計画等、現段階では明確に計画できない事項については記載しておりませんが、その都度、検討・見直しを加えながら取り組んでまいります。</p>	無

<p>3</p>	<p>農福連携の推進及び、農業者と福祉関係者、企業の3者の理解促進について</p> <p>平均すると障害者の生産性は熟練した農業従事者よりも低いケースがある。しかしながら、それぞれの特性による影響のためであり、徐々に生産性は向上していく。</p> <p>農福連携の取り組みを労働力不足の課題解消とはたらきがいの組み合わせ施策としてみるだけではなく、関係者の相互理解の場・機会として推進できるようにしていただければと思う。また、そうした活動に取り組む農業者を積極的に広報していただくなど配慮をお願いしたい。そうすることで就業機会が広がると考えている。</p>	<p>農福連携を含めた障害者の就労及び職場定着の促進につきましては、本プラン(案)では、第4章「施策の展開」におきまして、「就業の支援」「職場定着の促進と事業所の理解促進」等に関する施策・事業として、「関係機関との連携事業」「企業を交えた福祉の情報交換の機会促進」「障害者雇用の啓発」等の取組を明記(P43~45)しております。</p> <p>今後も、関係者の連携強化、情報交換の機会づくりに取り組み、関係者の理解促進に努めてまいります。</p> <p>なお、農福連携につきましては、富岡農業振興地域整備計画(平成29年8月)の第4「農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」におきまして、「農福連携の推進」の取組を明記(P18)し、主管部署(農林課)を中心として推進に取り組んでおり、平成29年度から群馬県モデル事業として、こんにやく生産における農福連携に県内でもいち早く取り組む等、群馬県、JA、関係事業者等と連携し、農福連携の推進に取り組んでおります。</p> <p>また、ご意見のとおり、農福連携の趣旨は労働力不足の課題解消とはたらきがいの組み合わせ施策だけではなく、障害者の方やその支援者・事業者等の相互理解の場でもあり、今後も関係者と連携し、障害者の就労及び職場定着の促進を図ってまいります。</p> <p>加えて、農福連携に取り組む農業者の支援や周知についても、主管部署(農林課)と福祉課で連携し、積極的に取り組んでまいります。</p>	<p>無</p>
<p>4</p>	<p>公共交通機関による通勤サポートについて</p> <p>当社に限らず公共交通機関が使いにくい事業所があると想定している。そうした場所への通勤支援を検討してもらいたい。また通勤途中の電車・バス等でいじめなどのトラブルに巻き込まれることや、体調不良に陥ることもある。ダイバーシティや社会的包摂観点で配慮や啓発を促</p>	<p>本プラン(案)では、「自立した生活を支援し、地域社会に参加・参画できるまちづくり」を基本方針、「就労及び職場定着の促進」を基本目標(P26~27)として掲げ、第4章「施策の展開」におきまして、「就業の支援」「職場定着の促進と事業所の理解促進」等に関する施策・事業として、「正規雇用の拡大」「就労アフターケア体制の充実」「障害者雇用の啓発」等の取組を明記(P43~45)しております。</p> <p>今後も、障害者雇用、職場環境整備や就労の</p>	<p>無</p>

	<p>進願いたい。</p>	<p>継続を図るための諸問題等の解決に関する施策に取り組んでまいります。</p> <p>なお、通勤を含めた障害者の移動手段確保につきましては、障害者の就労及び職場定着の促進においても課題であり、本市でも関係者（県労働政策課・ハローワーク・障害福祉サービス事業所・学校等）により検討を行ってきたところです。通勤を含めた障害者の移動手段確保や個々の特性に応じた支援体制については、今後も「障害者の多様性」や「誰もが」という視点を持ち、事業者や関係者と連携して検討を継続し、ハード・ソフト両面における環境整備を推進してまいります。</p> <p>また、本市では、令和3年1月から従来の路線定期運行型（決められた路線を時刻表どおりに運行する形態）の乗合タクシーを、新たに市内全域においてデマンド型（予約があった場合のみ指定の停留所間を運行する形態）として運行開始しており、「誰でも、市内のどこに住んでいても、自家用車に頼らず、自由に移動できる、暮らしの移動を支えるための持続可能な公共交通」の構築を目指しております。あくまで一例としてですが、このデマンド型乗合タクシーを、通勤手段のひとつとして活用していただきたいと考えております。</p>	
5	<p>ガバメントクラウドファンディング（ふるさと納税）の活用について 障害者福祉サービスや雇用支援、各事業所がつくった品々を返礼にするなどの活用を検討していただきたい。</p>	<p>ふるさと納税の返礼品につきましては、これまでも主管部署（企画課）と福祉課で連携し、社会福祉法人等の食料品・飲料等を返礼品としており、今後も積極的な活用を推進してまいります。</p> <p>また、本プラン（案）では、第4章「施策の展開」におきまして、「福祉施設での就労支援」に関する施策・事業として、「障害者就労施設への積極的な発注」の取組を明記（P44）しており、障害者優先調達推進法に基づき、市から障害者就労施設等へ積極的に発注を行ってまいります。</p>	無

<p>6</p>	<p>障害者雇用を活かせる地域人材の育成や就業機会の周知について</p> <p>各社で障害者雇用を促進しようとすると、何をいつ誰がどのようにやれば良いか、悩むことも多いと想像する。障害者雇用を専門とした会社においても社内の専門家によるサポートがあるが、現場では試行錯誤である。さらに地域として取り組んでいくには、悩んでいる社員・職員をサポートの輪を広げられるように進めたい。記載にあるジョブコーチについては派遣に加えて相当する研修機会の設定を期待したい。</p> <p>また、障害者雇用の間口や関係就労を広げられるよう、地域としてのやりがいを知ってもらい、興味・関心ある人材が関与する機会を1社ではなく地域的に取り組めたらと考えている。</p>	<p>本プラン（案）では、第4章「施策の展開」におきまして、「就業の支援」「職場定着の促進と事業所の理解促進」に関する施策・事業として、「トライアル雇用・職場実習の促進」「企業を交えた福祉の情報交換の機会促進」「障害者雇用の啓発」「ジョブコーチ派遣の推進」の取組を明記（P43～45）しており、障害者雇用を活かせる地域人材の育成や就業機会の確保・周知等に取り組んでまいります。</p> <p>なお、ジョブコーチの養成研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において養成研修を実施しております。</p>	<p>無</p>
<p>7</p>	<p>自治体職員の派遣・現場研修の実施について</p> <p>公民の人事交流により相互理解及び連携の促進を検討していただきたい。</p>	<p>市職員の派遣・現場研修等につきましては、主管部署（人事課）及び関連部署（農林課等）により、これまでも国・県・関係市・民間企業等への派遣や養蚕農家における職員研修（養蚕体験研修）等を実施しており、今後も公民の人事交流も含め職員の派遣・現場研修等の実施を検討してまいります。</p> <p>また、本プラン（案）では、第4章「施策の展開」におきまして、「就業の支援」に関する施策・事業として、「企業を交えた福祉の情報交換の機会促進」の取組を明記（P44）しており、就労移行支援事業所、ハローワーク等の障害者就労支援機関と、障害者雇用を検討している企業を交えた情報交換の機会づくりにより、関係者の相互理解と連携促進を図ってまいります。</p>	<p>無</p>

<p>8</p>	<p>精神障害の早期発見、医療アクセスへの社会的な啓発について</p> <p>精神障害を抱えている人について、周囲が気付くのが遅くなるケースがある。結果、症状が重くなつてから病院に行き、障害者手帳の交付を受けるまでに時間を要すことや、もともとの就労時に手帳がないことで就労時や学校等で配慮がされないケースもある。こうした場合には、大きな挫折感と症状の悪化などが起きやすい。</p> <p>医療アクセスへは家族も当人も抵抗があることが予想されるが、敷居を下げて早期に状態理解をすることを進めて欲しい。</p>	<p>精神障害を含む障害者の方の早期支援実施や、医療機関をはじめとした専門機関等における支援の実施につきましては、本プラン（案）では、第4章「施策の展開」におきまして、「一次予防の推進と乳幼児期の障害の早期発見に向けた取組」に関する施策・事業として、「健康診査・各種がん検診等の実施」「健康相談・訪問指導等の充実」の取組を明記（P39～40）しており、早期に適切なサービスが受けられるような体制の整備を図ってまいります。</p> <p>加えて、「相談支援の充実と体制強化」に関する施策・事業として、「基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業」「地域生活支援拠点事業」の取組を明記（P34）しており、専門職による福祉サービス利用等の相談支援体制確保や、「緊急時を作らない」ために早期にサービス利用につなげる取組を推進してまいります。</p> <p>また、精神障害者支援につきましては、本プラン（案）では、第5章「障害福祉サービスの量の見込みと確保方策」におきまして、「計画の具体的な目標」として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の取組を明記（P63）しており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築）するため、富岡地域自立支援協議会における保健・医療・福祉関係者等による協議の場により、支援体制構築の検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
----------	---	---	----------